**５．設置・運用規程の参考例**

防犯カメラ設置・運用規程（参考例）

１　趣旨

　　この規程は、プライバシーの保護に配慮しつつ、次項に定める設置目的を達成す

　るため、〇〇〇〇が〇〇（施設）に設置する防犯カメラの設置及び運用に関し必要

　な事項を定めるものとし、もってその適正な設置運用を図るものとする。

２　設置目的

　　防犯カメラは、○○（施設）における犯罪防止や事故防止のために設置するもの

　とする。

３　管理責任者等

　　⑴　防犯カメラの適正な設置運用を図るため、管理責任者を置くものとする。

　　⑵　管理責任者は、○○○○とする。

　　⑶　管理責任者は、防犯カメラの操作を行わせるため、操作取扱者を置く。

　　⑷　操作取扱者は、○○○○とする（または「 管理責任者が指定した者とす

　　　る」）。

　　⑸　防犯カメラの設置者、管理責任者及び操作取扱者の責務は、次のとおりとす

　　　る。

　　　①　撮影された画像を適正に保存し、管理すること。

　　　②　撮影された画像の利用や提供を制限すること。

　　　③　問い合わせや苦情等に対して適切に対応すること。

　　　④　その他防犯カメラの適正な設置及び運用に関し、必要な措置をとること。

４　設置の場所等

　　⑴　別紙配置図のとおり、○○施設に○台の防犯カメラを設置する。

　　　　※ 配置図には、カメラの設置箇所及び撮影方向を表示

　　⑵　設置の表示

　　　　防犯カメラの撮影区域の見やすい位置に、「防犯カメラ作動中」と記載した

　　　表示板を掲示する。表示板には、設置者名を記載するものとする。

５　画像の管理

　　⑴　保管場所

　　　　録画装置の保管場所は、○○とし、管理責任者が施錠を行うなどして、適正

　　　に管理するものとする。

　　⑵　画像の不必要な複写等の禁止

　　　　記録した画像の不必要な複写や加工を行わない。

　　⑶　保存期間

　　　　撮影された画像の保存期間は、○○とする。

　　⑷　画像の消去

　　　　保存期間を経過した画像は、上書き等により速やかにかつ確実に消去をする。

　　　　記録媒体を処分するときは、破砕又は、復元できない完全な消去等を行い、

　　　処分した日時、方法等を記録する。

６　画像の利用及び提供の制限

　　記録された画像は、設置目的以外の目的のために利用しないものとする。

　　また、次の場合を除き第三者に提供しないものとする。

　　⑴　法令に基づく場合法令に基づく場合

　　⑵　個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められる

　　　場合

　　⑶　捜査機関等から犯罪捜査のため情報提供を求められた場合

　　　　画像の提供を行う時は、提供日時、提供先、提供理由、提供した画像の内容

　　　等を記録するものとする。

７　問い合わせ・苦情への対応

　　設置者及び管理責任者は、防犯カメラの設置及び管理に関する問い合わせや苦情

　を受けたときは、誠実かつ迅速に対応する。

８　その他

　　この規程の施行に関して必要な事項は、管理責任者が別に定める。

附則　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【表示例】

　　この規程は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

　防犯カメラ作動中

　　設置者　〇〇〇〇　連絡先〇〇〇（〇〇）〇〇〇〇